

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.53

〔共通〕問1 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物の管理について権原を有する者は、当該点検結果を防火管理維持台帳に記録するとともに、これを保存しなければならないとされているが、次のaからdに掲げるもののうち、消防法令上、防火管理維持台帳に編冊することを要しないものはいくつあるか、次の(1)から(4)の中から正しいものを1つ選べ。

- a. 甲種防火管理再講習の修了証の写し
 - b. 消防計画の写し
 - c. 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証
 - d. 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の写し
- (1) 0
 - (2) 1つ
 - (3) 2つ
 - (4) 3つ

〔消防用設備等〕問1 消防設備士免状の交付を受けていない者は、原則として消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備を行うことができないが、消防設備士でなくても行うことができる軽微な消防用設備等の整備として、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 屋内消火栓設備の表示灯の交換
- (2) 屋内消火栓設備の消火栓箱の交換
- (3) 屋外消火栓設備のノズルの交換
- (4) 屋外消火栓設備のホースの交換

〔消防用設備等〕問2 防火対象物の駐車のために供される部分に固定式の泡消火設備の泡ヘッドを設置する場合の設置方法として、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 天井又は小屋裏に床面積9㎡につき1個以上のヘッドを防護対象物のすべての表面が当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるようにフォームヘッドを設ける必要がある。
- (2) たん白泡消火薬剤を用いる場合は、床面積1㎡当たり6.5ℓ毎分の泡水溶液を放射することができるようにフォームヘッドを設ける必要がある。
- (3) 合成界面活性剤泡消火薬剤を用いる場合は、床面積1㎡当たり8.0ℓ毎分の泡水溶液を放射することができるようにフォームヘッドを設ける必要がある。
- (4) 水成膜泡消火薬剤を用いる場合は、床面積1㎡当たり2.0ℓ毎分の泡水溶液を放射することができるようにフォームヘッドを設ける必要がある。

〔防火査察〕問1 消防法第8条の2の3に定める特例認定に

ついては、特例認定を受けようとする申請者が必要な事項を記載した書類を添えて、消防長又は消防署長に申請し、検査をうけなければならないが、消防機関が実施する検査要領等に関する次の記述のうち、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 検査は、書類確認及び立入により行うこと。
- (2) 検査において判定基準に適合しない検査項目が確認できた場合は、その時点で検査を終了することができるものであること。
- (3) 申請のあった防火対象物の立入による検査については、過去の立入検査の結果等から、法令の順守状況が良好と認められる検査項目があっても、一定の抜き取り検査等により検査の簡素化を図ることなく、全数を検査する必要があること。
- (4) 消防法第8条の2の3第6項に基づく認定の取消しに当たっては、行政手続法の規定に基づく聴聞を実施する必要があること。

〔防火査察〕問2 消防設備士免状の返納命令に関する運用に関する記述のうち、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防法（以下「法」という。）第17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項の規定に基づき免状の返納を命ずる者は、当該免状を交付した都道府県知事である。
- (2) 消防設備士免状の返納命令に関する運用基準（以下「運用基準」という。）に係る違反処理手続きを円滑に実施するためには、違反者の保有する全ての種類の免状が漏れなく把握されることが必要不可欠である。
- (3) 違反地を管轄する都道府県知事は、免状の写しを添えて、違反事実を免状交付知事に通知しなければならないが、当該通知を受けた免状交付知事は、運用基準に定めるところにより、違反点数及び措置点数を算定する。
- (4) 免状の返納を命じようとするときは、行政手続法の規定に基づく弁明の機会を付与する必要がある。

〔危険物〕問1 次の第5種の消火設備のうち、電気設備の消火に適応するものとされていないものはどれか。

- (1) 消火粉末（りん酸塩類等を使用するもの）を放射する消火器
- (2) 棒状の強化液を放射する消火器
- (3) 二酸化炭素を放射する消火器
- (4) 霧状の水を放射する消火器

〔危険物〕問2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における危険物の取扱いとして正しくないものは、次のうちどれか。

- (1) 顧客の給油作業の監視は、甲種又は乙種の危険物取扱者が

- 行うこと。
- (2) 顧客用固定給油設備を使用して従業者が給油を行うこと。
- (3) ガソリンにあつては顧客用固定給油設備の1回の給油量を100ℓ、給油時間を4分を標準として設定すること。

- (4) 顧客の給油作業が開始されるごとに、安全上支障のないことを確認し、制御装置を用いて顧客の給油作業が行える状態にすること。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 地方自治法第161条第1項参照。
 (2) 地方自治法第161条第2項参照。
 (3) 地方自治法第162条参照。
 (4) 地方自治法第163条参照。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 地方自治法第14条第1項参照。
 (2) 地方自治法第14条第2項参照。
 (3) 地方自治法第14条第3項参照。
 (4) 地方自治法第16条第3項参照。

〔公務員法制等〕

問1 答 (3)

解説 破産手続開始の決定を受けた者（破産法第30条）については、破産に至る事由には種々のものがあるのであって、この決定を受けたこと自体がその者の事理弁識能力の不足を意味するものではないことから、地方公務員法第16条に定める欠格条項としては規定されていない。

問2 答 (2)

解説 地方公務員法第36条は、職員が特定の政治的目的をもって、公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすることを禁止しているが、当該職員の所属する地方公共団体の区域外においては、そのような政治的行為を行うことを許容している。

〔消防組織〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防組織法第14条参照。
 (2) 消防組織法第15条第1項参照。
 (3) 消防組織法第16条第1項参照。
 (4) 消防組織法第16条第2項参照。

問2 答 50、都道府県等、種類、数量、無償使用申請書、物品管理官

解説 平成16年総務省令第47号参照。

〔消防教養〕

問1 答 (5)

解説 具体的な階級の格付に当たっては、基準による階級を必ずしもすべて置く必要はないのであって、例えば、消防吏員数の少ない消防本部において、消防長が消防司令長の階級を有している場合、適任者がいなければ、消防司令の階級を置かなくても差し支えないとされている。

〔消防法規〕

問1 答 (1)

解説 消防法第4条参照。

問2 答 (4)

解説 消防法第4条及び4条の2参照。

問3 答 (1) 修繕 (2) 使用 (3) 確認 (4) 消防長又は消防署長

解説 消防法第7条第1項参照。

〔消防設備〕

問1 答 (4)

解説 消防法施行令第34条の3参照。

問2 答 (3)

解説 消防法施行令第34条参照。

問3 答 (4)

解説 消防法施行規則第11条参照。

問4 答 (2)

解説 消防法施行令第11条第3項参照。

問5 答 (ア) ⑪ (イ) ② (ウ) ⑤ (エ) ⑨ (オ) ⑧ (カ) ⑫ (キ) ⑦

解説 消防法施行規則第23条第4項第4号参照。

問6 答 (4)

解説 消防法施行規則第23条第4項第2号参照。

問7 答 (2)

解説 緩降機の技術上の規格を定める省令（平成6年1月17日自治省令第2号）第13条参照。

問2 答 (5)

解説 a. 救急病院等の認定は3年である。
b. 具体的な要件として、エックス線設備、心電計、輸液、輸血の設備が記されているが、手術に関する記載はない。

問3 答 (2)

解説 傷病者1は重症度が強く、傷病者2は気道熱傷が疑われ緊急度が高い。また、広範囲熱傷の傷病者に対しては冷却より保温を優先する。傷病者2に対して、まず行う処置は酸素投与である。

117号消防庁防火安全室長通知(以下「防安通知」という。))により適当。

- (2) 防安通知により適当。
- (3) 消防機関が把握している過去の経ち立入検査の結果及び点検報告の状況等から、申請のあった防火対象物について法又は法に基づく命令の遵守状況が良好と認められる検査項目については、当該検査項目の立入による検査の実施に当たっては、消防長又は消防署長が認める範囲で、一定の抜き取り検査等により検査の簡素化を図ることができるので、不適当。
- (4) 防安通知により適当。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 防火管理維持台帳に編冊することを要するものは、消防法施行規則第4条の2の4第2項各号に示されており、a. については同条同項第1号(修了証の様式は消防法施行規則別記様式第1号)、b. については同条同項第1号の2(消防計画作成(変更)届出書の様式は消防法施行規則別記様式第1号の2)、c. については同条同項第6号(消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の様式は消防法施行規則別記様式第1号の2の3の2)、d. については同条同項第7号(消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の様式は平成16年消防庁告示第9号別記様式第1)にそれぞれ規定されているため、aからdの全てを防火管理維持台帳に編冊する必要がある。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行令第36条の2第2項参照。
(2) 消防法施行規則第33条の2参照。屋内消火栓設備の消火栓箱の補修であれば消防設備士でなくても行うことができるが、消火栓箱の交換は行うことができない。
(3) 消防法施行規則第33条の2参照。
(4) 消防法施行規則第33条の2参照。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行規則第18条第1項第2号ロ参照。
(2) 消防法施行規則第18条第1項第2号ハ参照。
(3) 消防法施行規則第18条第1項第2号ハ参照。
(4) 消防法施行規則第18条第1項第2号ハ参照。
2.0ℓ毎分/miではなく、3.7ℓ毎分/miが正しい。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について(平成14年11月29日、消防安第

問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防設備士免状の返納命令に関する運用について(平成12年3月24日、消防予第67号消防庁予防課長通知(以下「運用通知」という。))により適当。
(2) 運用通知により適当。
(3) 運用通知により適当。
(4) 行政手続法及び運用通知により、免状の返納を命じようとするときは、免状交付知事が聴聞を実施することから、不適当。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 製造所等には危険物等の対象物の消火に適応する消火設備を設置する必要があるが、電気設備については棒状の水又は強化液を放射する消火器は、火災被害の拡大のおそれがあることから適応するものとされていない。
〔参照条文〕危険物の規制に関する政令別表第5。

問2 答 (3)

解説 セルフ給油取扱所における顧客による給油行為は、危険物取扱者の立会いの下に行われ、顧客用固定給油設備等や制御卓等、顧客による給油を前提とした種々の安全対策が設けられている。顧客用固定給油設備の1回の給油量は、給油中の危険物漏えい被害局限化の観点から、ガソリンにあつては60ℓを標準として設定することが適正とされている。
〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第40条の3の10。
「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(平成10年3月13日付消防危第25号)。